

## 第1 監査の請求

### 1 請求人 略

### 2 請求書の提出 平成 24 年 5 月 22 日

### 3 請求の内容 本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

#### 『テニスコート独占事件』

##### 第1 事実等

###### 1 高槻水みらいセンターの「謎のテニスコート」

高槻市の南部に、大阪府の下水処理場「高槻水みらいセンター」が存在しています。

下水処理施設の屋上には、芝のテニスコートが5面あり、府から高槻市に使用許可がされ、高槻市は、市民に対して、有料で利用を許可しています（市民はオーパス等で予約手続きをし、申込者が複数の場合は抽選に。抽選の競争倍率は約12倍です）。

一方で、市民が利用できない「謎のテニスコート」が、同じ「高槻水みらいセンター」の敷地内に存在し、何者かがテニスをしていることが分かりました。

###### 2 テニスコートの使用者・使用実態・使用料

このテニスコートを使っているのは誰なのか・・・調べてみると、高槻市役所の職員達でした。

使用している市職員達が開設していたブログ「テニス部ログ2」によると、彼らは、高槻市職員労働組合の硬式テニス部とソフトテニス部。

このブログ自体は硬式テニス部のものなのですが、平成23年2月3日の記事には、このような記載がありました。

2011/2/3 2・3月の練習日程

2・3月の練習日程について

2・3月は、平日・土曜・日曜のすべて、

硬式がコートをおさえました。（9時から17時まで）

つまり、彼らがテニスコートを独占使用していたということです。平日も含め、すべての時間帯を押さえていたということですが、公務員がこんなことをして許されるのでしょうか？

ブログに記載されていた、その他の月の予定表からも、独占的に使用していたこ

とが分かりました。

また、平成 23 年 12 月 17 日の記事には、

2011/12/17 テニスコートの利用にあたって

次のとおり、申請先からお願い事項をいただきました。

『(お願い事項)』

・ 1 月分の申請は全日となっています。

予定される使用日での申請をお願いします。

との記述がありました。使用しない日も、使用の申請をし、独占していたということですが。

本年 4 月 19 日付で大阪府から情報公開された公文書によっても、市職員らによる独占的な使用・占有が裏付けられました。

その公文書によれば、使用料については、無償であったとされています。

一般市民は、約 12 倍の競争倍率の抽選を強いられ、おまけに有料。一方で、市職員達は、無料で使用し、使わない日も予約して押さえ独占し、時間を気にせず自由に利用できていた。こんな不公平があるのでしょうか？

また、市民が利用するテニスコートでは飲食が禁止されているのに、市職員達は、テニスコートで、キムチ鍋パーティを行っていました。

税金で購入された公有地で、公務員によるこのような特権的な行為がされていたのです。労働組合のテニス部による独占的使用がされてきたわけですから、労組厚遇ともいえます。

次項のとおり、こうしたことは、少なくとも平成 20 年からされていました。平成 20 年といえば、橋下知事の時代です。橋下知事や松井知事が、もしこの事実を知れば、すぐに止めさせたはず。知事には知らせず、隠ぺいして、こっそりと公務員厚遇・労組厚遇を行っていたのです。

### 3 テニスコートの経緯

情報公開された公文書の中には、府と市との協議の議事録がありました。これによると、安威川・淀川右岸流域下水道組合が、当初、この下水処理施設を管理運営していたとのことですが。

箕面市の資料によると、安威川・淀川右岸流域下水道組合が解散に至るまでの経緯は、次のとおり。

#### ②安威川流域下水道

昭和 42 年(1967 年) 2 月、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市及び本市の 5 市で、府下 3 番目の流域下水道として誕生し、大阪府が施行主体となり、昭和 43 年(1968 年) 4 月から事業が開始されました。

流域下水道の維持管理を行うために、昭和 44 年(1969 年) 11 月に構成市で「安

威川流域下水道組合」を設立し、その後昭和 45 年（1970 年）12 月に淀川右岸流域下水道（島本町加入）を含めて「安威川、淀川右岸流域下水道組合」に改組し、昭和 63 年（1988 年）3 月には豊中市が加わりました。

大阪府による建設と維持管理の一体的、効率的な管理を実施するため、平成 20 年（2008 年）3 月 31 日をもって組合は解散となり、業務は大阪府に引き継がれました。

つまり、平成 20 年 3 月 31 日までは下水道組合が、平成 20 年 4 月 1 日以降は大阪府が、テニスコートを含む下水処理施設を所有・管理してきたということです。

テニスコートは、この下水道組合が解散する前から存在し、使用されていたようですが、下水道組合の職員の福利厚生が目的であったとしても、こうした豪華すぎる施設の設置・使用は、明らかに税金の無駄遣いです。

情報公開された施設使用許可書は平成 22 年 4 月からのものしかありませんが、平成 22 年 2 月 19 日付の打ち合わせ議事録を読むと、それ以前から、高槻市も関与した形で、高槻市職員が、テニスコートを、無償かつ独占的に使用してきたことが分かります。

時期を整理すると、次のとおりになります。

- ・平成 4 年～平成 20 年 3 月 下水道組合職員の福利厚生施設として設置・使用
- ・平成 20 年 4 月～平成 22 年 3 月 高槻市職員が独占的に無償使用・府許可書なし
- ・平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月 高槻市職員が独占的に無償使用・府許可書あり

下水道組合解散後、テニスコートは大阪府に移管されたのに、高槻市職員らが独占的に無償使用してきたことは、不法占有・不法使用といわざるをえませんし（この経緯もまったく不明）、これを府側も認めていたのであれば、府の担当部署・担当職員による高槻市職員・高槻市職員労働組合に対する利益供与・便宜供与としかいえません。

#### 4 大阪府職員による隠ぺいと情報漏洩

高槻水みらいセンターの土地及び建物の使用に係る許可等について、平成 23 年 9 月 8 日付で、府民が、情報公開請求をしましたが、市民が利用する 5 面のテニスコートについての情報は開示されたものの、市職員らが独占使用するテニスコートの情報は、まったく開示されませんでした。

これは明らかに、府の担当職員による情報の隠ぺいです。

また、市職員のブログには、

2010/5/1 今日のテニス

それから、監査が 5 月 13 日・18 日にあるらしい。

その前後には、車をとめたり、私物をコート付近に

置いて帰らないでください。

今後に関わることなので、よろしくお願いします。

との記述があり（これを書いたのは、当時、高槻市議会事務局の職員であったA氏）、府職員から市職員に対して、監査の情報が漏えいされたことが伺えます。つまり、これらの府市職員によって、適正な監査が妨害されたということです。

さらには、平成24年3月14日付の議事録を見ると、「情報発信元は、高槻市議」、「マスコミも注目しており、すでにテレビカメラで撮影したものもある」と、議員の調査や、マスコミの取材を妨害するような情報を府職員が伝えています。このためか、市職員らのテニス部のブログは閉鎖されてしまいました。証拠隠滅がされてしまったのです。口裏合わせもされていることでしょう。

このように、府の担当職員は、市職員をかばうためか、情報を隠ぺいし、監査や調査を妨害した疑いがあるのです。大変な問題であると考えます。

## 5 公文書偽造の疑い

前項のとおり、平成23年9月8日付で府民が情報公開請求した際には、高槻市職員のテニスコート使用についての「施設使用許可書」や、府市間の打ち合わせの議事録は開示されませんでした。

また、請求人が、平成22年2月19日付の議事録に氏名が記載されている高槻市の人事課長（当時）に確認したところ、市職員の土地利用について、府と協議したことは一切ないと答えました。

したがって、「施設使用許可書」や議事録は、後で作られたもの、もしくは偽造されたものの可能性があるのです。

## 6 違法性と大阪府の損害

府の「行政財産使用料条例」2条では、「行政財産の使用をしようとする者は 使用料を納付しなければならない。」とされています。6条では、公益上の目的のために使用させるとき等は使用料を減免できるとされていますが、高槻市職員らの独占使用は、明らかに、公益上のものとはいえません。

平成22年2月19日付議事録では、府側が「組合が解散され、組合職員がいなくなった中、高槻市の厚生会が引き続き独占的に使用している状況は、対外的に説明がつかない。」と述べています。高槻市や市職員は、厚生会による福利厚生目的であると抗弁するかもしれませんが、「対外的に説明がつかない」と府側が認めているとおり、府が、他の自治体職員の過剰な福利厚生のために行政財産の使用を許可し、あるいは公費を支出することは、違法不当な行為です。仮に、府の職員が使用していたとしても、それが知られば、「贅沢だ」、「税金の無駄遣いだ」と、府民や松井知事・橋下市長・議員から非難されるはずです。高槻市職員の福利厚生費は、当然に高槻市側が負うべきものであり、これを府が負担することは、市職員等に対する違法不当な利益供与に当たります。

この点、平成 24 年 3 月 14 日付の議事録で、高槻市職員側は「市の人事からは、厚生会として借りていないことは聞いた。遊休地を借りているとの認識はある。いつかは駄目になると思っていたが、急な話である。」と答えており、ある時期から、福利厚生目的ですらなくなり、単に、個人に対して、府有地を貸していただけであり、また、「いつかは駄目になると思っていた」と言っていますが、「駄目」なことだと認識していた、すなわち、本来なら許されることのない、違法不当な無償使用・無償貸借を、故意に行ってきたことを自ら認めているわけです。

したがって、福利厚生目的であれ、個人に対する使用許可・貸付であれ、公益目的等とはいえ、行政財産使用料を減免する場合に当たらないので、府が使用料を免除することはできなかったのです。府の使用料免除は違法不当であり、その使用料相当額について、大阪府は損害を受けてきたといえます。

テニスコートのある土地（地番：高槻市西大樋 874）の面積は 1226 平米。更衣室・トイレのある土地（地番：西大樋 849-1）の面積は 671 平米、駐車スペースとなっていた土地（地番：西大樋 875-2）の面積は 1246 平米で、これらを合わせると、3143 平米。

高槻水みらいセンター内の他の土地の使用について見ると、基準額が 1 平米あたり約 1800 円～3200 円となっていますので、約 1800 円としても、府の損害は年約 560 万円になると考えられます。

あるいは、市民利用のテニスコートの行政財産使用料は 1 平米につき年約 1 万円なので、府の損害は、年約 3000 万円になるとも考えられます。

土地だけでなく、建物の使用料も考慮されるべきだと思いますが、行政財産使用料についても、ぜひしっかりとした監査をお願いいたします。

## 第 2. 監査の請求

上記のとおり、本件のテニスコート等の使用につき、使用料を免除してきたことは違法不当であり、それによって府の財政に損害が生じ、あるいは生じるおそれがあることは明らかである。

よって、請求人は、地方自治法第 242 条第 1 項に基づき、当該テニスコート使用の差止め、ならびに、当該テニスコートの使用料の徴収、財産管理、使用料相当額及び遅延損害金の返還請求・損害賠償請求を怠る事実の違法確認を勧告することを求める。また、関係人、関係職員、関係団体、決裁権者、専決権者、高槻市長、高槻市職員、その他の責任者らそれぞれに対し、不当利得返還請求または損害賠償請求することを勧告することを求める。

なお、第 1 の 4 項記載のとおり、府職員が情報を隠ぺいしたのであるから、1 年以上前のものについても請求・勧告すべき正当な理由がある。

また、行政財産使用料条例 7 条には過料についての定めがある。本件は、上記のとおり、情報の隠ぺい等の不正の行為により使用料の徴収を免れたものであるから、同条の過料を科すべきと思量する。

### 第3. 請求者

別紙「請求者」に記載のとおり。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。』

## 第2 監査の実施

### 1 請求の受理

本件請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め受理することとした。

### 2 請求人の陳述

法第242条第 6 項の規定により、平成24年 6 月29日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。

- 本日の意見陳述で補足したいのは5点です。
- 1点目は、テニスコートなどがある土地の占有・使用の状況についての補足です。
- 証拠として提出した大阪府北部流域下水道事務所（以下「北部下水道事務所」という。）と高槻市の人事課等との打ち合わせの議事録のうち、平成22年 2 月19日の分の 2 ページ目の10行目を見ると、鍵等の管理は高槻MCに返してもらい、と書いてあります。高槻MCというのは、高槻水みらいセンターの略称ではないかと思いますが、つまりこれは、高槻MCと書いていますが、大阪府の下水道事務所のことです。つまりこの時点では、鍵の管理は、高槻市役所か高槻市職員かどちらかはわかりませんが、高槻市側が、平成22年 2 月19日の時点では鍵を管理していたということです。
- その次の、平成22年 3 月11日の議事録を見ると、1 ページ目の下から 2 行目に、3 月末までに高槻MCで鍵の引き渡しを実施、というふうにされています。ということは、3 月末ごろまで、高槻市側が鍵を管理していたということです。鍵を管理していたということは、つまり完全に高槻市かあるいは高槻市職員の占有状態にあったわけです。その敷地はフェンスでおおわれているわけですが、その鍵を預かっていたわけですから、それ全体を占有していた。大阪府も、もしかしたら合鍵を持っていたかもしれませんが、鍵を返してくれ、というわけですから、どう考えても高槻市か高槻市の職員が占有していたと考えざるをえません。
- 請求書のほうには、時期に分けて状況を書きましたが、整理すると、平成20年 4 月からは、大阪府の持ちものになったということですが、そこから平成22年 3 月までの 2 年間は、高槻市の職員、あるいは高槻市役所が完全に占有していたということになります。大阪府の持ち物なのに、高槻市か、高槻市職員が占有していたということです。

- そしてその翌月、平成22年4月から平成24年3月までの2年間は、こんどは、鍵は府の下水道事務所が管理していましたが、誰が使っていたかという点、それは、高槻市職員が独占的に使用していた。やはり、前の2年間と同様、占有していたことには変わりはないと考えています。
- いずれの場合も、高槻市の職員は、1円も土地代とか使用料を支払っていません。
- 高槻市職員が最初の2年間は完全に占有していたということ、後の2年間も占有状態にあった、ということです。
- 次に、2点目は、テニスコート以外の、プレハブなど、他の施設についての占有・使用の状況について補足の説明をします。
- 平成22年3月11日の議事録の1ページ目の中ほどには、「プレハブには、給水ポット、草刈り道具、トロフィー、器材倉庫にはネット、にがり、ボール、ブラシなどの私物あり」と書かれています。プレハブ小屋があり、そこに、トロフィーが置いてあるということです。テニス部の方が、テニスの大会に出られていたようですが、そこで結構優秀な成績だったようです。ブログにも、何位になったと書いてある。おそらくそのトロフィーをかざってあったのではないのでしょうか。大阪府のものではなく、完全に私物ですね。そういうものがプレハブ小屋にはあって、器材倉庫のネット、にがり、ボールというのは、テニスの道具で、にがりは何に使うかという点、テニスコートの土を固めるため、完全に、テニス部の、市の職員の私物です。つまり、プレハブ小屋という建物も、高槻市の職員が、常時、私物を置いて占有していた、ということです。
- また、駐車場に関しては、大阪府の下水道事務所は、一般の駐車場を使ってほしいと伝えていたということですが、実際は、テレビの取材が入ったので、みなさんご存知とは思いますが、この土地は、駐車場としても使われていたようだ、との話があったように記憶しています。
- テニスコート、プレハブ、駐車場がある一帯ですが、フェンスで囲まれていて、そこに門があって、鍵をあけて中に入るわけですが、その一帯は、他の下水道施設と区切られています。その一帯を高槻市の職員が占有・使用していたといえると思います。
- ですから、テニスコート以外の土地や建物についても、土地代、施設代、占有料、使用料、どれになるかはわかりませんが、請求すべきです。
- 次に3点目ですが、大阪府庁内では、どこまでこの件が知られていたのか、ということです。
- 橋下前知事や松井知事にはテニスコートの件が報告されていたのでしょうか。大阪維新の会の府議会議員から、議会で、テニスコートの使用について不適切な行政財産の使用であるとの指摘があったと聞いています。このことは議事録にも書かれています。橋下前知事や松井知事が知っていたら絶対に許さなかったはずですね。だから、知事には知られていなかったと思います。高槻市のほうは人事課が対応していて、一番最後の議事録には、高槻市の職員が、高槻市の副市長にレクしました、と書かれているので、高槻市のほうでは、副市長までからんだような、大き

な問題なのかなと思いますが、大阪府のほうはどうだったのか。はたして、下水道事務所の所長が独断で決定していい問題なのか。議事録には、高槻市の職員に独占されていたことは、対外的に説明ができない、というようなことが書かれていますよね。そうした独占的な使用をされているのに、これは、所長の判断でできることなのでしょうか。庁内でどこまで報告がされていたのでしょうか。上司の方にも相談されたのではないのでしょうか。どこまで、誰までに責任があるのかということ調べていただきたい。

- テニスコート無料で使わせていた、占有させていたというのは、常識的に考えてありえない話です。知事も知らなかったということであれば、言い方は悪いですが、下水道事務所のほうでは上司に報告せず、高槻市の職員とグルになって、ただで使わせていたという可能性も考えられます。その点もしっかりと調べていただきたいと思います。
- 次に4点目ですが、いわゆる正当な理由についての補足説明です。
- 下水道事務所の敷地内にテニスコートがあるわけですが、平成22年に高槻市との協議した議事録があるということは、その時点で明らかに下水道事務所としてはテニスコートについて認識していたわけです。私は、匿名の投書があってこの事件を調べていたのですが、平成23年9月に、当時、私のところに議員インターンということで大学生たちが来てくれていたのですが、その議員インターンのひとりであるB君が情報公開請求したものです。
- けれども、大阪府の下水道事務所は、問題のテニスコートに関する資料を出さなかったのです。下水道事務所は、平成22年にはテニスコートのことを知っていたが、平成23年に情報公開請求を受けたときに、テニスコートの資料を出さなかった、ということは、テニスコートが占有・使用されていたことを隠蔽したということです。平成22年の議事録からそのように思います。
- もしくは、その時点では書類を作成していなかったのかのどちらかです。隠したというのも問題ですが、後で作成した、ということであれば、刑事的に問われる可能性もあるかもしれません。それはないかもしれませんが。気になるのが、平成24年3月13日の議事録です。曜日が木曜日になっていますが、実際は火曜日です。1つ前の議事録を見ると、日付が平成22年3月11日（木）になっている。この平成22年3月11日木曜日の議事録をコピーしたために、曜日を間違えたのかもしれませんが。
- また、そのコピー元かもしれない平成22年3月11日付の議事録だけ、所長さんたちの印鑑が押されていない。押し忘れか何かよくわかりませんが、このことについてもお調べください。
- 最後に5点目ですが、国の監査についてです。
- 直接の住民監査請求に関係ないかもしれませんが、平成22年2月19日の議事録によると、会計検査院が全国的に下水処理場等の利用が適切に行われているか調査をしていて、大阪府にも4月から5月に調査が入る見込みだとしています。また国土交通省も調査をしていると書かれています。
- 一方、証拠としておつけしましたが、高槻市職員のテニス部のブログを見ると、



2010年5月1日、平成22年5月1日ですが、「監査が5月13日・18日にあるらしい。その前後には、車をとめたり、私物をコート付近に置いて帰らないでください。今後に関わることなので、よろしくお願ひします。」と記されています。

- ・ つまり、大阪府の職員が、高槻市の職員に対して、国の監査がいつ入るのか、具体的な日付を情報漏えいしたということです。そうやって国の監査を妨害した疑いがあります。これは大変な問題であると考えています。
- ・ 高槻市職員は、別のところから情報を得たのかもしれませんが、大阪府の職員から情報を得たと考えるのが自然ですので、この点についても調べていただきたい。大阪府の職員が、国の監査情報を高槻市職員に漏らしていたのであれば、このことはまさに大阪府の職員と高槻市職員がグルになっていた、ひとつの証拠といえるかもしれません。
- ・ 一府民として、この件は悪質であると考えています。一部事務組合から大阪府に業務が引き継がれた経緯はあるにせよ、府民、市民の暮らしのための行政の財産が、府と市の職員のために、横断的に、支配、私物化されていて、なれあいと、かばいあいがまかりとおっているのではないのでしょうか。このような面で広域行政がすすんでいるというなら、ブラックジョークです。他にも、このようなことがあるのではないかと危惧します。
- ・ 不当利得返還請求、損害賠償請求のみならず、違法、不当、また不適切な問題に関係したすべての職員に対して、厳しい処分と対応をお願いします。厳正な判断がされることを期待します。

### 3 監査対象事項

- ・ 高槻水みらいセンター（以下「高槻MC」という。）内にある本件テニスコート、プレハブ建物等の施設（以下「本件テニスコート等」という。）を高槻市硬式テニス部及び高槻市ソフトテニス部（以下「高槻市職員テニス部」という。）に無償で使用させたことが、行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）の規定により使用料を減免できる場合に該当しないのに、使用料を免除してきたことに当たり、違法・不当に財産の管理を怠る事実には該当するか。
- ・ 本件テニスコート等の使用料の徴収、財産管理、使用料相当額及び遅延損害金の返還請求・損害賠償請求をしていないのは、違法・不当に財産の管理を怠る事実には該当するか。

### 4 監査対象部局

大阪府都市整備部及び北部流域下水道事務所

## 第3 監査対象部局の陳述

- 1 監査対象部局である大阪府都市整備部及び北部下水道事務所に対し、平成24年6月29日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。
  - ・ はじめに、大阪府の流域下水道事業の概要について、説明します。

- ・ 流域下水道は、複数の市町村が管理する公共下水道から排出される下水を集め、これをまとめて処理するもので、下水道法上の管理者は都道府県となっていますが、大阪府においては、平成 19 年度までは、施設の建設は大阪府が行い、維持操作事務は市町村が行う、いわゆる二元体制で運営していました。実際の維持操作事務については、市町村が一部事務組合を設立して共同処理してきました。
- ・ この運営方式は、大阪府が建設事業に専念することで、府内の下水道の早期の普及促進に貢献してきました。ちなみに、平成 22 年度末の普及率は 94.3 パーセントとなっています。施設の新増設からいわゆる改築更新事業へウエイトが移り、また大阪府・市町村とも厳しい財政状況に陥るなど、流域下水道を取り巻く環境は大きく変化してきました。
- ・ このような状況から、組織体制のスリム化や経費節減など、流域下水道事業の更なる効率的な運営を図る必要があることから、市町村と協議して一部事務組合を解散し、平成 20 年度から建設と維持操作を大阪府が一元的に管理・運営することとしました。
- ・ 今回の高槻MCは、淀川右岸流域下水道の処理施設で、処理区域は高槻市、茨木市、島本町です。元々は昭和 44 年に運転を開始した高槻市の単独公共下水道の処理場であり、その後、昭和 50 年 7 月から流域下水道施設となり大阪府が建設をしてきました。また、同センターの維持操作事務については、高槻市、茨木市、島本町などで構成した安威川、淀川右岸流域下水道組合（以下「下水道組合」という。）で行っていました。以上が高槻MCにかかる概ねの経過です。
- ・ まず、本件テニスコート等の差し止めや使用料の徴収などについて陳述します。
- ・ まず、本件テニスコートの整備の経過について説明します。
- ・ 本件テニスコートは平成 4 年に、当時の下水道組合から当面施設建設の予定がない用地を職員の福利厚生用の施設として整備したい旨の協議が当事務所にあり、同意したものです。
- ・ 平成 20 年 3 月に下水道組合が解散して、同組合から正式な譲与手続きはされなかったものの、維持操作等に特に支障もないことから、現状のまま包括的に引き継ぎました。
- ・ また、一元化により旧一部事務組合の職員は大阪府に身分が移管されましたが、仕事はそのまま、高槻MCで維持操作業務に従事していたため、本件テニスコートも職員の福利厚生施設としての位置づけになっていることに何ら疑問を抱かない状況でした。
- ・ その後、平成 22 年 5 月に国の会計検査院による実地検査が行われることとなり、特に未利用地などの調査を行う旨、事前連絡がありました。このため、同年 2 月に用地の利用状況を精査したところ、本件コートを高槻市職員テニス部が使用していた実態が判明しました。
- ・ 早速、高槻市と協議を行い、平成 22 年 4 月からは、高槻MCの他の開放施設、これは、国土交通省の「下水道事業における環境対策施設の整備について」という文書の中で、周辺環境との調和あるいは地域における水と緑の空間を整備するものと

通知されている環境対策施設ですが、これと同様の扱いとすることとしました。具体的には、水みらいセンター内の他の広場と同じように、事前に申し込んでもらい、許可を行う手順としました。これは行政財産の使用許可とは異なり、利用者の輻輳を避けるための手続きを行うものです。

- 以上のような利用形態でありましたが、本年3月の大阪府議会（総務常任委員会）において、具体的に場所などの言及はなかったものの、本件テニスコートに対し使用形態が不適切ではないかとの発言があり、事実関係を確認したところ、高槻市職員テニス部以外の使用がないことが分かりました。直ちに高槻市と協議を行い、本件コートを当面の間使用停止とし、平成24年3月15日以降の許可を取消しました。
- 以上のように、本件テニスコートの使用は平成20年度から21年度までは下水道事業における職員の福利厚生、平成22年度から23年度は下水道事業の環境対策を行政目的としたものであり、いずれも本来の下水道事業の行政目的の施設ですので、公有財産規則第26条に基づく使用料は発生しないと考えています。また、本件テニスコートを使用することにより、当該行政財産の価値を下げる要因にはなりませんので、財務会計上の財産管理を怠る事実には該当せず、公物の管理の問題であったと認識しています、従いまして、大阪府には損害が発生しませんので、損害賠償請求を行うべき理由はないものと考えています。
- 請求人の主張される財産管理についてですが、財務会計上の財産管理の問題ではなく、公物の管理に不備があったと考えています。平成20年度から21年度の間、大阪府職員の福利厚生用である本件テニスコートを職員以外の者が使用していたことは、管理に不備があったと考えており、誠に申し訳ないことと考えております。
- 不当利得返還請求又は損害賠償請求につきましては、以上のとおり、本件テニスコートの使用は、行政財産の目的外使用には該当しないことから、公有財産規則第26条に基づく使用料等は発生いたしませんので、損害賠償請求を行うべき理由はないと考えています。
- 使用料条例第7条において過料の規定がありますが、条例には、「詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。」とありますが、行政財産使用許可を受けて使用する際の使用料に関して適用される条例であり、前述までのとおり、本件は行政財産使用許可に該当しませんので、本件には適用することはできないと考えています。
- また、請求人は情報の隠ぺいがあったと主張されていますが、平成23年9月8日付けで行政文書公開請求を受けた際、公開対象文書を特定するため、直接当該請求者に請求内容を確認した上で、公開決定手続を行っており、情報の隠ぺいにあたらなないと考えています。
- また、請求人は情報の漏洩があったと主張されていますが、請求人が監査と主張しておられるのは、国の会計検査院による実地検査のことと考えられます。会計実地検査は大阪府及び府内市町村が一斉に検査対象となるため、検査時期やその体制など事前に府内市町村に周知していることから、検査の情報が漏えいされたという

事実はなく、適正な検査が妨害されたものではありません。

- ・ さらに、請求人は施設使用許可書や高槻市との議事録について、公文書偽造の疑いがあると主張されていますが、情報公開した資料のとおりであり、偽造の事実はありません。

2 大阪府都市整備部及び北部下水道事務所の陳述に対して、請求人から以下の意見があった。

- ・ まず、北部下水道事務所ができた経緯というのは、厳しい財政状況があったということですが、厳しい財政状況があつて、今日も変わらないのであれば、なおのこと、テニスコートに関しては、無料で市職員に使わせるということはありません話ですよ。高槻市のほうに売るとか、あるいは使用料をとるのがあたりまえではないでしょうか。
- ・ また、旧一部事務組合の職員が使っていたから、引き継がなかったというような趣旨のことを言っていたと思いますが、実際に使っていたのは高槻市職員です。旧一部事務組合は、そのとき解散していたのだから、一部は府の職員になられたかもしれないですが、実態はどうだったのか、そのとき把握していないとおかしいですよ。大阪府の財産になったのだから、その状況はどうなっていたのかというのは当然知っていたと思いますよ。市役所の職員が使っていたということは。
- ・ 高槻市だけでなく茨木市も他の市も下水道組合に参加していたのに、なぜか高槻市職員だけ使っている。これはおかしいですよ。そのことに気がついていないのはおかしい。「わかりませんでした。」は通用しないと思います。
- ・ 高槻市職員のテニス部だということを言っていましたが、テニス部のブログによると、高槻市職員労働組合のテニス部と書かれています。労働組合とのつながりもあったのではないのでしょうか。その点も調べていただきたいと思います。
- ・ 財務会計上の問題ではないとの陳述であったと思いますが、財産上の価値を下げるものではないというのは笑止千万です。これまでの住民訴訟の判例を調べていただきたい。
- ・ 道路を不法占用していた問題で、行政はそのようなことを言ったけれども、裁判所は道路占用料を払いなさい、あるいは高裁では土地代相当額を払いなさいという判例があります。判例を踏まえた陳述とは思えません。
- ・ また、大阪府の使用料条例に該当しない、ということですが、他の、下水道事務所の所管している建物と土地について、他の方にも貸されていますよね。行政財産の使用許可をされていますよね。それに関してはこの条例を適用しているのではありませんか。
- ・ この土のテニスコートの少し北のところに5面のテニスコートがありまして、同じ下水道の敷地なんですけど、そこの5面のテニスコートを高槻市が管理しているんです。大阪府は、そこは、1年間に5,000万円の使用料がかかります、でも、公益目的だから無料です、ということで、使用料条例に基づき使用料の免除をしています。これは、一般市民が使うからです。

- ・ では、なぜ、同じテニスコートなのに、この使用料条例が該当しないのか。市民のほうは有料で、しかもオーパスで予約して、予約が重なったら競争倍率も 11～12 倍ぐらいですよ。12 回応募してやっと 1 回当たるぐらいなんです。ところが市の職員は無料で独占使用できていた。これで、条例に該当しませんか。これは、府民には通用しない。むちゃくちゃ言わないでください。
- ・ 情報公開請求の件なんですけど、これは、私たちは、大学生の B 君にやってもらいましたが、当然、このテニスコートのことは念頭において情報公開請求をしているわけです。だから、請求内容は、資料に添付していますが、「高槻水みらいセンターの土地及び建物の使用に係る許可あるいは契約の内容がわかる文書（平成 19 年度～平成 23 年度分）」、この当時は平成 23 年 9 月 8 日でしたので、下水道組合から大阪府に移ったままの期間が含まれていますよね。そのときの土地と建物の使用に係る許可、あるいは契約の内容がわかる文書ですから、当然テニスコートが含まれていないとおかしい。
- ・ 請求人と私はそこにいましたが、そんなテニスコートを除外するようなことは言っていない。全部出してください、と私たちは言ったつもりです。めっちゃめっちゃいわないでください。嘘をつかないでください。本当にひどい意見陳述だったと思う。
- ・ 国の監査について、監査に入る日程が、職員のブログにはかなり具体的に書かれていますが、おおまかな監査に入る日程はわかるにしても、こんなに具体的にわかるものなのでしょうか。監査の意味がないと思います。

#### 第 4 監査の結果及び判断

##### 1 事実関係

###### (1) 高槻MCについて

大阪府における流域下水道は、大阪府が施設を建設し、市町村が維持操作事務を行うことにより、普及が図られてきた。

高槻MCについても、高槻市の単独公共下水処理場を元に、昭和 50 年 7 月から、大阪府が流域下水道施設の整備を行い、下水道組合が当該施設の維持操作を行ってきた。

その後、下水道の普及が進んだ時点で、大阪府による建設と維持操作の一元化による効率的な運営が求められることとなり、平成 20 年 3 月 31 日に下水道組合は解散し、同年 4 月 1 日からは、大阪府が高槻MCの施設の管理及び維持操作事務を行うこととなった。

###### (2) 下水道組合からの大阪府への高槻MCの維持操作事務の引継ぎについて

下水道組合から大阪府への高槻MCの維持操作事務の引継ぎに際しては、下水道組合と大阪府の間で、平成 20 年 2 月 15 日付け「安威川、淀川右岸流域下水道組合の解散及び財産処分に関する協議書」及び「事務の承継に関する協定書」が結ばれているが、本件テニスコート等についての記載はない。

また、北部下水道事務所において、本件テニスコート等の管理に関する規程が新

たに定められた形跡もない。

(3) 行政財産の取得及び管理について

公有財産規則第3条第1項で、「知事は、…予算執行機関の長…に、次に掲げる事務（かっこ書略）をその所掌に係るものの範囲において委任する。」とされ、その事務について、同項第1号で、「行政財産の取得及び管理に関すること」とされている。また、第4条で、「行政財産の取得及び管理に関する事務は、前条の規定による場合を除き、当該財産を公用又は公共用に供する事務又は事業を所管する部局長等が行う。」とされており、第2条第6号で、当該規則における「部局長等」とは、部局長及び予算執行機関の長と定義されているところ、「予算執行機関の指定」（昭和63年4月1日大阪府告示第471号）により、北部下水道事務所が予算執行機関に指定されている。

したがって、高槻MCの行政財産の取得及び管理に関する事務については、大阪府北部流域下水道事務所長（以下「北部下水道事務所長」という。）が、大阪府知事から委任を受けている。

(4) 高槻MC内に存在するテニスコートについて

高槻MCには、本件テニスコート等以外に高槻市立西大樋テニスコート（5面）が存在している。

高槻市立西大樋テニスコートは、大阪府の行政財産である高槻MCの処理槽上屋に、高槻市がテニスコートを設置し、その管理を行っているものである。

このテニスコートの設置に当たっては、北部下水道事務所長が、高槻市長に対して、法第238条の4第7項の規定に基づき、処理槽上屋の使用を許可しており、行政財産の使用に係る使用料については、当該テニスコートが高槻市民の利用に供するものであることから、使用料条例第6条の規定に基づき免除している。

なお、市民がこのテニスコートを利用するためには、高槻市スポーツ施設情報システム（オーパス）等を通じて、まず抽選申込をし、当選した場合等に料金を支払って利用することができるとされている。

(5) 本件テニスコート等について

ア 本件テニスコート等の整備について

平成4年に、下水道組合が、職員のための福利厚生施設として、高槻MC（当時の名称は高槻処理場）内に本件テニスコート等を設置した。

設置に当たっては、「処理場内における福利厚生施設の整備について（回答）」（平成4年5月6日付け北流域第25号）と題する文書により、北部下水道事務所長が同意した。

イ 大阪府への移管について

平成20年3月に、下水道組合が解散し、同年4月以降は、大阪府が流域下水道を一元的に管理・運営することとなり、下水道組合の職員の大半は大阪府に身分

が移管された。

下水道組合の解散に伴う事務の承継に当たり、本件テニスコート等について、個別の手続きは行われなかったものの、維持操作等に特に支障もないことから、現状有姿のまま大阪府に引き継がれた。また、北部下水道事務所では、本件テニスコート等の引継ぎ後も、新たな取扱いを定めることはなかった。

また、平成 20 年 4 月に本件テニスコート等を下水道組合から引き継いだ後、高槻MCの施設管理者である北部下水道事務所長は、次項「ウ」でも記載するとおり、平成 22 年 2 月にその利用状況を精査するまでの間は、当該テニスコートの使用者について詳細に把握していたとは認められない。

#### ウ 平成 22 年 4 月以降の取扱いについて

平成 22 年 5 月に会計検査院による実地検査が行われることとなり、北部下水道事務所において、平成 22 年 2 月に施設用地の利用状況を精査したところ、本件テニスコート等を高槻市職員テニス部が使用していた実態が判明した。

このことから、北部下水道事務所長は、高槻市、高槻市職員テニス部の代表者との協議の結果、本件テニスコート等を環境対策施設として、一般に開放することとし、その取扱いは、他の開放施設と同様に、使用者に事前に申し込んでもらい、高槻管理センター長が許可を行う手順とした。

なお、請求書に添付されている資料によると、平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月 14 日までの間、施設使用許可を受けたのは、高槻市職員テニス部のみであったことが認められる。

#### エ 本件テニスコート等の使用の停止について

平成 24 年 3 月の大阪府議会（総務常任委員会）で、本件テニスコート等のことと思われる施設の使用形態が不適切ではないかとの議員の発言があった。この指摘を受けて、平成 24 年 3 月 15 日以降は、当面の間テニスコートの使用が停止されており、高槻管理センター長により「施設使用許可」が取り消されたことが認められる。

## 2 判断

### (1) 本件テニスコート等の使用料等について

請求人は、本件テニスコート等の使用につき使用料を免除してきたこと並びに使用料相当額及び遅延損害金の請求を怠っていることが違法不当であり、それによって府の財政に損害が生じ、あるいは生じるおそれがあると主張するので、この点について判断する。

本件テニスコート等は、上記「第 4 1 (5)」にあるように、平成 4 年に下水道組合が職員の福利厚生施設として整備したものである。

また、平成 20 年 4 月から平成 22 年 3 月までは、下水道組合から大阪府の管理となったが、新たな取扱いについて定められることもなかったことに照らせば、大阪府が設置する下水道施設の一部をなす職員の福利厚生施設として、下水道組合から大阪府に現状有姿のまま引き継がれたことが認められる。

したがって、本件テニスコート等は、従前より本来の目的の利用に供されるとの前提で使用を認められていたものであり、行政財産の目的外使用許可により使用料を徴収して第三者に使用させる施設には当たらない。

次に、平成22年4月から平成24年3月14日までは、大阪府が設置する下水道施設の一部をなす環境対策施設として、一般に開放する取扱いとしたうえで、利用者の輻輳を避けるため、施設使用者の申請を受けて、施設使用許可書が発行されるようになったことが認められる。したがって、この期間においても、行政財産の目的外使用許可を行う施設とは認められず、行政財産の使用に係る使用料を徴収できるものではない。

また、行政財産の本来の目的に供する場合の使用料の徴収については、法第228条の規定に基づき、条例を定めなければならないとされているが、本件テニスコート等については、このような使用料徴収対象の施設としての位置付けはなく、条例も定められていない。

したがって、本件テニスコート等の使用関係において、そもそも使用料の徴収やその減免を行う根拠がなく、使用料を免除してきた事実が存在しないので、使用料を徴収しないことが違法又は不当とはいえず、使用料相当額及び遅延損害金の返還請求を怠る事実もないものと判断する。

## (2) 不当利得返還請求又は損害賠償請求を怠る事実について

請求人は、不当利得返還請求又は損害賠償請求を怠る事実があると主張するので、この点について判断する。

### ア 大阪府への引継ぎ後の継続使用について

平成20年4月から平成22年3月まで、高槻市職員テニス部が本件テニスコート等を使用していたことについては、そもそも本件テニスコート等が明確な取り決めもないまま現状有姿で引き継がれたのち、大阪府においてもその取扱いについて定めることもなく放置されてきたところにその原因があると考えられる。

下水道組合の職員の福利厚生施設として整備した本件テニスコート等をどうして高槻市職員テニス部が使用することとなったのか事情は不明であるが、大阪府は本件テニスコート等を現状有姿で引き継いでおり、下水道組合の時代からの取扱いであると解される。

高槻市職員テニス部が平成20年4月から平成22年3月まで本件テニスコート等を使用してきたこと及びそれに伴い光熱水費が費消されてきた事実が認められるが、上記の経緯に鑑みると、福利厚生施設としての使用形態が事実上の慣行として継続されたものともいえるし、また、第三者による不法占有、不法使用とも異なるから、不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権が発生するものとまではいえないので、不当利得返還請求又は不法行為による損害賠償請求を怠る事実は認められないものと判断する。

### イ 環境対策施設としての使用許可について

平成22年4月から平成24年3月14日までは、環境対策施設として使用を認め、



使用者に対して施設使用許可書も交付されていたことから、一般開放を原則とする環境対策施設の管理方法としては、課題は残るものの、使用者に対する不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権は発生しないものと判断する。

### 3 結論

以上のとおり、本件高槻MCの施設使用について、北部下水道事務所長に、違法又は不当な公金の支出や、財産管理を怠る事実は認められず、請求人の主張には理由がないものと判断するので、請求人の請求を棄却する。

なお、本件テニスコートの使用の差止めを求める部分については、既に施設使用許可が取り消されているため、請求人の請求を却下する。

### 第5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

- ・ 北部下水道事務所長は、本件テニスコート等を引き継いだのちも新たな取扱いを明確にすることなく、第三者が使用するという状況を早期に改めるべきであったところ、施設の使用者を把握できていなかったなど、施設の管理が不十分だったことが認められる。

したがって、その原因と責任を十分に検証するとともに、今後の適正な施設管理に努められたい。なお、検証に当たっては、同じ高槻MC内の他のテニスコートと運営方法が異なることが、外形的公正性を欠く結果となった点を十分に考慮されたい。

- ・ 平成20年度に、流域下水道の建設と維持管理が府に一元化されたが、引継ぎにあたって諸規程の整備が不十分であり、環境対策施設の管理運営も下水道組合当時作成されたものをそのまま準用していることから、管理の責任と権限が不明確となっていると認められるので、速やかに諸規程の整備を行われたい。
- ・ 環境対策施設における建物等の財産が公有財産台帳に登録されていないままとなっているので、早急に台帳を整備されたい。